

運送事業者に対する行政処分(令和8年2月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和8年2月19日	ハマタクシー株式会社(法人番号3110001004647) 代表者安藤公紀	新潟県新潟市北区 松浜東町2丁目4番 58号	本社営業所	新潟県新潟市北区 松浜東町2丁目4番 58号	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年9月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	1	1
一般乗用	令和8年2月19日	万代タクシー株式会社(法人番号1110001004616) 代表者中山真	新潟県新潟市中央区 万代4丁目7番13 号	本社営業所	新潟県新潟市中央区 万代4丁目7番13 号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年5月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	はとタクシー株式会社(法人番号1110001004632) 代表者齋藤大	新潟県新潟市中央区 高志1丁目8番7号	本社営業所	新潟県新潟市中央区 高志1丁目8番7 号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年6月3日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	都タクシー株式会社(法人番号4110001005470) 代表者高橋良樹	新潟県新潟市中央区 下所島2丁目2番 12号	寺尾営業所	新潟県新潟市西区 寺尾東3丁目14番 地50号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年6月12日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

一般乗用	令和8年2月19日	株式会社三洋タクシー(法人番号1110001002289) 代表者五十嵐秀己	新潟県新潟市東区紫竹卸新町1927番地12	本社営業所	新潟県新潟市東区紫竹卸新町1927番地12	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年7月7日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	さくら交通株式会社(法人番号1110001002207) 代表者三田啓祐	新潟県新潟市東区豊1丁目11番43号	東新潟営業所	新潟県新潟市東区豊1丁目11番43号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年10月23日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	都タクシー株式会社(法人番号4110001005470) 代表者高橋良樹	新潟県新潟市中央区下所島2丁目2番12号	下所島営業所	新潟県新潟市中央区下所島2丁目2番12号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年10月24日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	株式会社NK交通(法人番号6110001008728) 代表者田中徹	新潟県新潟市江南区亀田大月2丁目1番32号	本社営業所	新潟県新潟市江南区亀田大月2丁目1番32号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年11月27日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
一般乗用	令和8年2月19日	太陽交通新潟有限会社(法人番号7110002009022) 代表者佐藤友紀	新潟県新潟市西区小新南1丁目20番20号	本社営業所	新潟県新潟市西区小新南1丁目20番20号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年12月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

一般乗用	令和8年2月19日	日の出交通株式会社(法人番号9110001004096) 代表者五十嵐秀己	新潟県新潟市東区 紫竹卸新町1927番 地12	本社営業所	新潟県新潟市東区 紫竹卸新町1927番 地12	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年12月10日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反駐停車違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
------	-----------	--	-------------------------------	-------	-------------------------------	------	--------------	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。